

# 災害 そのとき どうなるの??

## 被災建築物応急危険度判定とは?

問 建築課建築営繕係 ☎95-9908

大規模地震発生後の余震などによる二次災害を防止するために市が必要と判断した場合、被災建築物応急危険度判定士を派遣して建築物の判定を実施します。

判定結果は、「危険（赤色）」・「要注意（黄色）」・「調査済（緑色）」の3種類のステッカーで建築物の見やすい場所に表示され、居住者や歩行者などにその建築物の危険性について情報提供します。「危険」・「要注意」のステッカーが掲示されている建築物へは立ち入らないようにしてください。  
※被災後、申請により発行される「り災証明書」の判定とは異なります。



お知らせ  
news

### 事業者向け情報

#### 碧南3大花まつり2023 協賛募集

問 市観光協会 ☎95-9894

碧南3大花まつり2023（桜まつり・藤まつり・花しょうぶまつり）のチラシに広告を掲載します。チラシはイベントPRのため市内外の各所に設置されます。

##### 協賛金

掲載枠	大きさ	会員	非会員
2コマ	縦5cm×横20cm	10,000円	16,000円
4コマ	縦10cm×横20cm	18,000円	28,000円

掲載枠 46コマ（先着順）

申 12月1日(木)～22日(木)にあいち電子申請・届出システム



#### 市民図書館雑誌スポンサー募集

問 図書館本館 ☎41-0894

図書館本館の雑誌購入代金を負担いただく雑誌スポンサーを募集します。スポンサーになると図書館本館で広告を出すことができます。詳しくは募集要項を確認してください。

広告期間 2023年4月～2024年3月に納入された雑誌最新号カバー裏面と館内のパンフレットスタンド

対 企業、店舗、団体など（個人は不可）

¥ 年間1冊5,000円～30,000円程度

※雑誌により異なります。

申 12月1日(木)～2月1日(木)に申込書類一式をメール

(☐toshokan@city.hekinan.lg.jp)

又は直接



#### 償却資産の申告をお忘れなく

問 税務課固定資産税係 ☎95-9879

事業用の償却資産を持つ人は償却資産の申告義務があります。今年申告した人は、12月中旬から申告用紙を送付します。資産の増減がない場合も申告が必要です。今年から新たに事業を始めて、事業用の資産を持つ人も申告の対象です。申告書（税務課又は市ホームページで入手）を申告期限までに提出してください。

##### 申告期限

1月31日(木)まで



#### へきなん福祉センターあいくる 飲料用自動販売機設置事業者を募集

問 福祉課社会福祉係 ☎95-9884

詳しくは募集要項（福祉課又は市ホームページ）を確認してください。

設置期間 3月3日(金)～2026年3月2日(月)

設置場所 へきなん福祉センターあいくる

台数 1台

申 12月22日(木)までに申込用紙、市税の完納証明書を直接福祉課社会福祉係

